

『人がつながり 創りだす 新しい阿蘇 ～ONLY ONEの世界へ～』

## 阿蘇市農業委員会だより（令和3年4月発行）



◆発行／編集 阿蘇市農業委員会 〒869-2695 阿蘇市一の宮町宮地 504-1 TEL0967-22-3254



会長 木村広典

令和3年度の年度初めにあたり、ご挨拶を申し上げます。昨年2月以降、新型コロナウイルス感染症は拡大を続け、私たちの暮らしに大きなダメージを与えております。私たち農業関係者も例外ではなく、農業生産物の出荷抑制や畜産価格の低迷など農家を取り巻く環境も厳しさを増しております。

このような状況下、農業委員会では農業基盤の強化を目標に掲げ、農地の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進に取り組んで参りますので、なお一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。年度初めの挨拶とさせていただきます。

### 目 次

- |       |                |                |
|-------|----------------|----------------|
| 1 ページ | • 農業委員会活動報告    | • 農地の所有権移転について |
| 2 ページ | • 農地の利用権設定のお願い | • 農地の貸し手、借り手募集 |
| 3 ページ | • 農地の転用に関すること  | • 農業者年金の紹介     |

## ●農業委員会活動報告

### ◆農業委員会総会審議

毎月10日（休日の場合、翌日以降の開庁日）を定期総会日として定めて、農地に関する案件を審議しております。農業委員会総会は毎月開催されており、申請手続きの締め切りは、前月の20日となっております。（20日が休日の場合は、翌日以降の開庁日）



総会時の様子

### ・令和2年農業委員会総会審議件数内訳

（単位：件）

| 審議内容       | 1月 | 2月 | 3月  | 4月 | 5月  | 6月  | 7月  | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 合計    |
|------------|----|----|-----|----|-----|-----|-----|----|----|-----|-----|-----|-------|
| 農地法第18条第6項 | 12 | 16 | 24  | 10 | 16  | 32  | 29  | 30 | 22 | 50  | 13  | 14  | 268   |
| 農地法第3条     | 5  | 3  | 10  | 4  | 3   | 1   | 7   | 3  | 2  | 5   | 6   | 8   | 57    |
| 農地法第4条     | 0  | 1  | 2   | 4  | 1   | 4   | 3   | 1  | 1  | 2   | 4   | 2   | 25    |
| 農地法第5条     | 5  | 2  | 5   | 5  | 3   | 5   | 9   | 4  | 4  | 8   | 10  | 6   | 66    |
| 農地法第18条第1項 | 44 | 53 | 89  | 68 | 77  | 62  | 55  | 42 | 38 | 55  | 28  | 29  | 640   |
| 月計         | 66 | 75 | 130 | 91 | 100 | 104 | 103 | 80 | 67 | 120 | 61  | 59  | 1,056 |

\* 上記農地法解説

第18条第6項：利用権・使用貸借権の解約

第3条：所有権移転（売買・贈与・交換）等

第4条：所有者による農地の転用（農業用施設・植林等）

第5条：所有権移転等を前提とした農地の転用

第18条第1項：利用権・使用貸借権等の設定

## ●農地の所有権移転等に関すること

農地について、所有権の移転や賃借権及び使用貸借の期間設定を行う場合については、農地法の許可を受ける必要があります。ただし、農地を譲り受ける場合または借りる場合は、条件がありますので農業委員会事務局へお尋ねください。また、農地法第3条の許可を受けた農地は、原則3年3作後でなければ転用行為はできません。

所有権を移転するには、法務局に所有権移転の登記申請を行うこととなりますが、農地法3条の許可書の添付が必要ですので必ず許可を受けてください。

●農地の貸し借りは、農業委員会で手続きを行いましょ

◆「口頭契約をなくそう」

現在、農業委員会では農地の貸し借りについて、口頭契約の解消を呼びかけています。

・口頭契約のデメリット

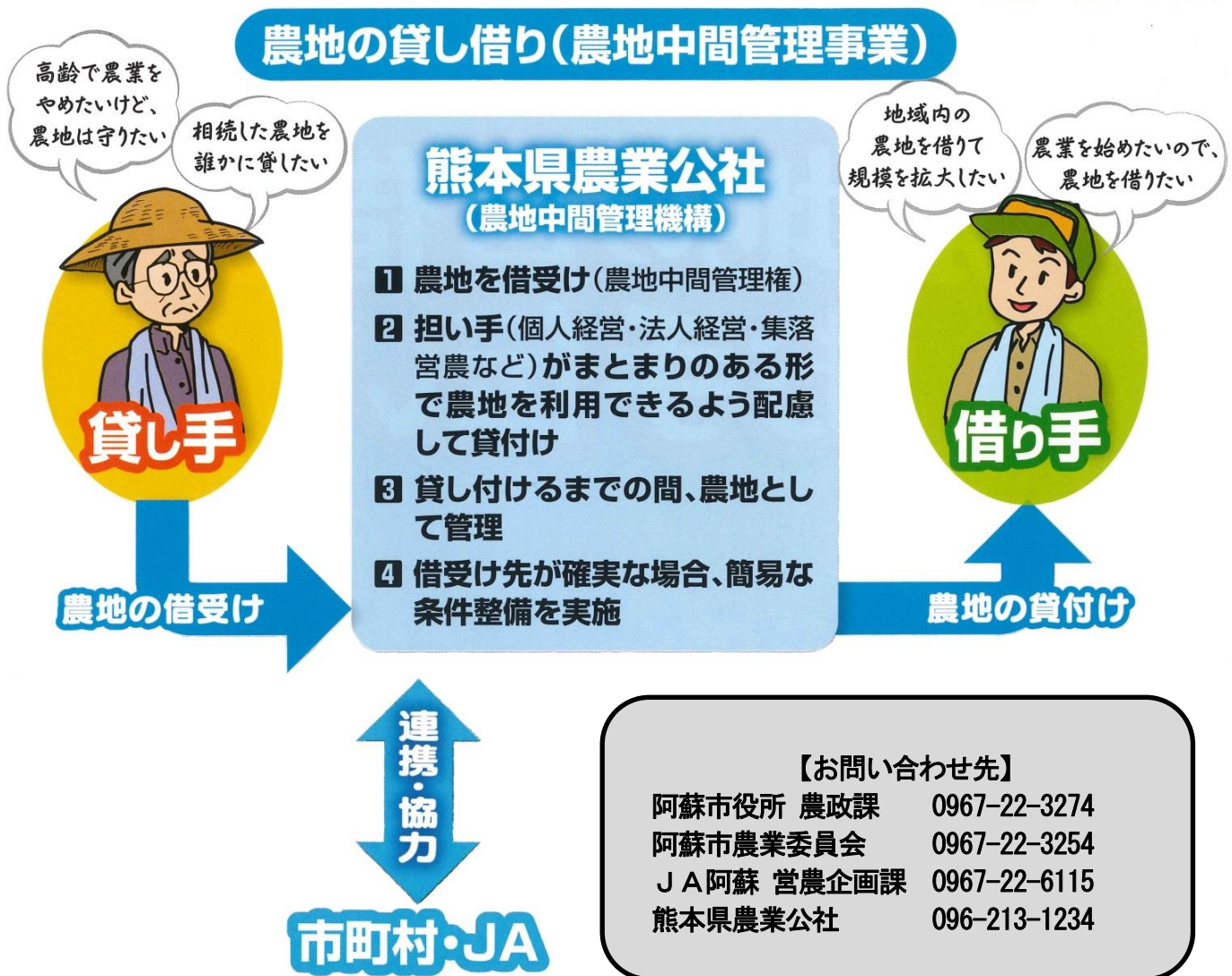
農地の貸し借りの期間が定まっていない。

相続が発生した場合が、貸し手・借り手共に不安である。

農業関係の国からの補助が受けられない場合があります。

\*正式な契約を結んで、安心した農地の利用権設定（貸し借り）をお願いしています。

●農地を「貸したい人」「借りたい人」を募集しています。



\*募集内容は、農業公社のホームページをご覧ください。

\*農業公社に土地を貸した方には「機構集積協力金」が交付されます。(交付には条件有)

## ●農地の転用に関すること

◆農地転用とは、農地を農地でなくすことをいい、農地に区画形質の変更を加えて住宅、倉庫、工場、学校、病院等の施設用地または道路、山林等の用地にすることを言います。

### ・農地法第4条許可

農地について、自己所有地を自己の目的のために農地以外で使用する場合、転用許可が必要になります。例えば自己所有地（畑）に農業機械倉庫等を建てる場合も、この許可申請にあたります。

### ・農地法第5条許可

農地を転用する目的で、所有者等の土地の権利の設定・移転の場合、転用が必要になります。例えば、所有地を第三者に売買・賃借する場合等は、この許可申請にあたります。

\*農業経営者の方でも、農地に農業倉庫・畜舎・ロール置場・農業作業場・植林等を計画する場合は、許可申請が必要になりますので、お忘れなく申請願います。

農地転用相談は、農業委員会事務局まで

## ●農業者年金の紹介

- ① 個人で自由に決められる保険料額  
月20,000円～67,000円までの掛け金で1,000円単位での変更可能です。
- ② 終身年金で80歳までの保障付き  
もし80歳前に亡くなった場合は、遺族に一時金が支給されます。
- ③ 税制上の優遇措置がある  
支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となります。
- ④ 保険料の国庫補助  
認定農業者で青色申告をしているなどの農業の担い手となる方には月額最高1万円の保険料補助があります。（保険料は毎月2万円に固定）

加入の申し込みご相談は、JA阿蘇、農業委員会事務局

### 【お問い合わせ先】

#### ◆阿蘇市農業委員会事務局

住所：〒869-2695 阿蘇市一の宮町宮地 504-1

電話：0967-22-3254

FAX：0967-22-4566

（午前8時30分～午後5時15分：土日祝日・年末年始除く）

